

# テューダー朝英國における教会と國家

——スティーブン・ガーディナーの転向をめぐって——

## 八代 崇

1. イギリス宗教改革における転向
2. ガーディナーの転向
3. ガーディナーの転向の性格
4. むすび

### 1. イギリス宗教改革における転向

イギリス宗教改革も、「宗教」改革である以上、一部の経済史家や政治史家にみられるように、宗教的要因に充分な考慮を払わずにこれを考察することは、片手落ちであると言わなければならない。<sup>1)</sup>しかし、イギリスにおける宗教改革が、大陸における宗教改革以上に、政治的、社会的、経済的諸要因の交錯によってひき起こされたことも否定できない事実である。英國教会のローマ教会からの離反も、それへの復帰も、エリザベツ一世による中道的宗教政策の確立も、すべて議会の立法措置によって行なわれた。<sup>2)</sup>このような立法措置を可能にした十六世紀イギリスの社会、経済的背景を無視するわけにはいかない。したがって、従来教会史家が行なって来たように、単純に宗教的視野からのみイギリス宗教改革を捉えようとするよりも間違いである。<sup>3)</sup>多くの角度から捉えたイギリス宗教改革像を総合することが歴史家の新しい課題ではなかろうか。

この小論は、イギリス宗教改革の総合的解釈の一つの試みとして、「転向」という宗教的であると同時に政治的、社会的でもある現象を手がかりに、きわめて政治的色彩の強いイギリス宗教改革の一端を探ることを意図するものである。

ここで本論に入る前に、「転向」ということばの使用について一言する必要があろう。現代の用語を過去の出来事の敍述もしくは分析に借用することは、過去の出来事を正しく理解することを妨げたり、あるいは筆者がその主観的解

釈を過去の出来事の中に読みこむといった危険を伴う。このような危険性にもかかわらず、この小論において、改心(Conversion), 背教(Apostasy)といった宗教的用語を用いず、あえて「転向」ということばを使用し、またそれとの関連で「体制」「反体制」といった現代的用語を借用しようというのは以下の三つの理由による。

第一に、「転向」という現代的用語のもつ意味内容は、信仰や思想が存在する限り、洋の東西を問わず存在しうる現象である。

第二に、十六世紀はただに英國ばかりでなく、他のヨーロッパ諸国においても、現代世界と同じように、「革命」「体制の変化」およびそれに伴う「転向」といった現象が随所に露呈していた。

第三に、十六世紀イギリスにおける宗教的確信の変化は、アウグスチヌスやルターの場合のように、内的な信仰上の葛藤を経て到達した変化というよりは、むしろ外的な圧力によるか、あるいはそれへの恐怖から生じた場合が多い。<sup>4)</sup>

現代的用語を借りて十六世紀のイギリスの情勢を表現すれば、当時のイギリス人は、ほぼ三十年間に、五度にわたって体制の変化を体験したと言える。1531年、英國教会の聖職議会(Convocations)が、不承不承とは言え、ヘンリー八世を英國教会の首長として認めるまで、<sup>5)</sup>ほぼ一千年間、イギリスはローマ教皇を首とする教会に属していた。過去においてもローマ教皇とイギリス国王との間に争いがあったことはしばしばであったが、決定的なローマよりの離反という事態には至らなかった。その意味では、1531年までをローマ・カソリシズム体制と呼んでもよい。1531年からヘンリーが死去した1547年までは、ヘンリー・カソリシズム(Henrician Catholicism)体制と呼ぶことが出来る。ヘンリー自体は、教皇首長権こそは否定したものの、従来のローマ教会の教義と礼拝様式はそっくりそのまま残したのである。<sup>6)</sup>1547年から1553年までは、エドワード・プロテスタント体制(Edwardian Protestantism)と呼ぶことができる。ヘンリー八世の在世中鳴りをひそめていた急進的な改革者たちが、エドワードの未成年を利用して、プロテスタント的改革を遂行した時代であった。1553年、カサリンの娘メアリーの登位によって、イギリスは再びローマ・カソリシズム体制に戻った。しかしそれもわずか五年にして、エリザベツ・アングリ

カニズム (Elizabethan Anglicanism) に変貌したのである。

このような急激な体制の変化の中に生きた人間は、体制の変化に応じて自分の宗教的確信を変えるか、あるいは、自分の宗教的確信に固執することによって、財産、身分、地位、栄誉、あるいは生命すらをも失う危険にさらされるか、という二者択一の選択に迫られたのである。トーマス・モア (Thomas More 1478—1535), ジョン・フィッシャー (John Fisher 1459—1535), ヒュー・ラティマー (Hugh Latimer 1485?—1555), ニコラス・リドレー (Nicholas Ridley 1500?—1555), ジョン・ペンリー (John Penry 1559—1593), エドマンド・キャンピオン (Edmund Campion 1540—1581) といった人々のように、自分の宗教的確信のためにあえて死を辞さなかった人々も少なくはなかった。しかし大多数の政治家や聖職者は、体制の変化に応じて、少なくとも外面向的に<sup>7)</sup>は新しい宗教政策に服することによって身の保全を図ったのである。

これらの転向者の「転向」は、当時の用語で表現すれば、無節操 (Inconstancy) ということであった。すなわち、転向者は、従来の宗教的立場を取り消す (recant) ことによって新しい宗教的立場に転向するわけであるが、それは従来の立場に対して無節操であるというわけである。後にエリザベツの宗教政策の擁護者としてローマ教徒に挑戦状をつきつけたジューエル (John Jewel 1522—1571) に対して、大陸に亡命したローマ教徒ハーディング (Thomas Harding 1516—1572) は、ジューエルがメアリー時代に一度プロテスタンチズムを放棄した事実を指摘して、その無節操を攻撃している。これに対してジューエルもまた、エドワード時代にはプロテスタントであったハーディング<sup>8)</sup>の無節操を非難している。

十六世紀イギリスには、このように、無節操な転向者が数多くいたわけであり、それなればこそ、かれらの転向の性格を探ることによってイギリス宗教改革の特異な性格を理解することが出来ると考えられる。無節操であった当時のイギリス人の中で、そのもっとも代表的な存在とみなされていた者がウインチエスター主教スティーブン・ガーディナー (Stephen Gardiner) であった。<sup>9)</sup>殉教者列伝の作者フォックス (John Foxe 1516—1587) は、ガーディナーの手紙、著作、説教、行動を刻明に記したのち

「ガーディナーがいかに移り気で、無節操で、また矛盾だらけの偽証人で

あったことがおわかりであろう。メエアリー時代に出版されたある書物の中で、現在英國に、宗教的に良心を曲げなかった人間はわずか三人しかいらず、そのうちの一人がガーディナーである、と記されているが、この報告が事実とまったくくい違ったものであることは、<sup>10)</sup>おわかりであろう。」

と読者に語りかけている。

はたしてガーディナーは無節操な転向者であったのだろうか。以下、かれの転向の過程をたどりながら、その性格を明らかにしつつ、それによって、きわめて政治的、法的色彩の強かったイギリス宗教改革の一端を明らかにしてみよう。

## 注

1. T.H.L. Parker, ed., *English Reformers*, Westminster Press, Philadelphia, 1966, pp. xvi-xvii は、T.M. Parker, Maurice Powicke, Owen Chadwick, J.A. Froude らが、イギリス宗教改革の宗教的側面に充分の考慮を払っていないと批判している。
2. M. Powicke, *The Reformation in England*, Oxford, 1969 (1941), p. 1: "The one definite thing which can be said about the reformation is that it was an act of State." Cf. p. 106. J.H. Pollen は、当時の議会は packed Parliament であったと言うが (*The English Catholics in the reign of Queen Elizabeth*, Longmans, London, 1920, pp. 26, 28,), A.F. Pollard (*Henry VIII*, Longmans, London, 1902, pp. 207 f) J.N. Neale (*Elizabeth I and her Parliaments*, Cape, London, 2 vols., 1965, Vol. I, pp. 19, 22) はこれを否定している。テューダー朝の議会の性格については、A.F. Pollard, *The Evolution of Parliament*, London, 1926 を見よ。
3. A.F. Pollard, *Thomas Cranmer and the Reformation*, Putnam, New York, 1905, p. 224.
4. ヘンリイ体制下に人々がいたいた恐怖の一例は、注44を見よ。もっとも、Pollard, *Cranmer*, p. 81: "Fear, no doubt, had something to do with it, but the decision would hardly have become permanent had it been based on nothing but fear." という見方もある。
5. H. Gee and W.J. Hardy, *Documents illustrative of the Church of England*, MacMillan, London, 1896, pp. 176-178.
6. G. Constant. は、少なくともこの時期までの英國教会は schismatic ではあったが heretic ではなかったとしている。さらに、ガーディナーが指導者であった保守派の役割を高く評価して、イギリス宗教改革は、保守派の性格を明らかにしないと理解しえないとしている (*The Reformation in England*, Harper Torchbook, 1966 (Original French Ed. 1929) p.341.)。

7. エリザベツ女王の片腕として英國を安定と繁栄に導いた William Cecil も、転向者の好例である。
8. Jewel, *Works*, Parker Society, Vol. III, Cambridge, 1848, pp. 81 f. メアリー治世下で、クランマーを始めとした改革者たちを迫害した Henry Cole にあてた手紙の中で Jewel は “Ye say ye remain still in the faith ye were baptized in. O good master doctor, stand not too much in that point. Ye know ye have already forsaken a great number of such things as were thought necessary when ye were baptized; and yet, besides that, how many times have some of you altered your faith within the space of twenty years? Remember yourself, who wrote the book *De Vera Obedientia*, against the supremacy of Rome? Who commended it? with his preface? Who set it forth with solemn sermons? Who confirmed it with open oath?” (*op.cit.* III, p. 45) と述べている。
9. ガーディナーの伝記はあまりない。現在までのところ最善のものは、聖公会の教会史家 James A. Muller の *Stephen Gardiner and the Tudor Reaction*, S.P.C.K., London, 1926 である。それまでのガーディナーに対する偏見を是正したこの書は Constant (*op.cit.*, p. 370, n. 101) や Philip Hughes (*The Reformation in England*, MacMillan, New York, 1954, 3 vols.) といったローマ教会の教会史家からも高く評価されている。ガーディナーの簡単な伝記は *Dictionary of National Biography*, Vol. V, pp. 859–865 (J.B. Mullinger); *Dictionary of English Church History*, ed. S.L. Ollard G. Crosse, Mowbray, London, 1912, pp. 231–234 (James Gairdner); *Encyclopedia Britannica*. 11th ed., Cambridge, 1910, Vol. 11, pp. 460–462 (James Gairdner) にある。
- ガーディナーの著作は、Pierre Janelle, *Obedience in Church and State*, Cambridge, 1930, rep. Greenwood Press, New York, 1968 の中に、*De Vera Obedientia*とともに, John Fisher の処刑に対する弁明(*Si sedes illa*)と M. Bucer に対する回答 (*Contemptum humanae legis*) が収められている。
- ガーディナーの聖餐論はクランマーのAnswerとともに, Cranmer, *Works*, Parker Society, Cambridge, 1833, Vo. I, pp. 1–367 に収められている。ガーディナーの手紙は, Muller が編集し, 1933年に Cambridge から出版されている。John Foxe の *Acts and Monuments* にはガーディナーの手紙, 説教, その他が豊富に引用されている。
10. Foxe, *Acts and Monuments*, Vol. VI, p. 257; cf. VII, p. 587 この書は初めラテン語で執筆され, 1534年に Strassbourg で出版された。英語版は, 以後, 英国民にとって, 後の欽定聖書とともに, その靈的教育の糧として, 広く, 長く, 尊ばれて来た。Foxe 自身は保守派に対してかなり偏見をいだいていたので, この書の使用については注意を要するが, その中に収められている資料は, 歴史的にきわめて価値が高い。本論文では, 1965年に米国 AMS Press Inc. によって出された復刻版(全八巻)を使用し, 引用はすべてこの版から取られている。

## 2. ガーディナーの転向

「当時の著名人の中でガーディナーほど一般史家から不当な悪評をこうむった者はいない。」<sup>11)</sup>

とイギリスの歴史家ゲアドナー (James Gairdner) は述べている。おそらくその最大の理由は、ガーディナーがヘンリー八世のもとではローマ教会よりの離反に賛成し、メエアリー治世下ではローマ教会への復帰を支持することにより生命を全うしたことであろう。<sup>12)</sup>

ガーディナーの無節操な生涯はどのような形で展開されたのだろうか。ガーディナーの生年月日については異説が多い。ベリー・セント・エドマンズ (Bury St. Edmunds) の裕福な衣料商の子として生まれたガーディナーは、1511年パリでエラスムスのためにサラダをこしらえたと伝えられており、当時まだ少年であったと言われているから、おそらく1490年前後に生まれたものと思われる。<sup>13)</sup> 長じてケンブリッジのトリニティホールに学んだガーディナーは、古典語、とくにギリシャ語に親しんだが、専攻は教会法 (Canon Law) と市民法 (Civil Law) であった。1520年に教会法で、翌年には市民法で博士号を得たガーディナーは、外交官、神学者、高位聖職者、大学総長、行政官のいずれにもまさって、法律家として名を高めるようになったのである。

ガーディナーの法律家としての秀れた才能に目をつけた枢機卿ウルジー (Thomas Wolsey c1474—1529) は、ガーディナーを登用して、種々の外交接衝に当らせた。ヘンリー治世の前半において全権を掌中に納めていたウルジーの恩恵をこうむることは、政界および宗教界における昇進を約束することであつた。<sup>14)</sup>

ちょうどこの頃、ヘンリーの離婚問題が起こってきたわけであるが、ヘンリーもガーディナーの才能に目をつけ、しぶるウルジーからかり出して、王妃カサリンとの結婚解消の許可を教皇クレメンス七世（在位1523—34）から得るために、エドワード・フォックス (Edward Foxe 1496—1538) とともにガーディナーをローマに送りこんだ（1527）。<sup>15)</sup> 当時クレメンス七世は、王妃カサリンの甥、神聖ローマ帝国皇帝カール五世の支配下にあったため、ヘンリーの結婚問題に断を下すことが出来ず、出来るかぎりこれを引き延ばす策戦に出た。優柔不断のクレメンスを説得し、ヘンリーの結婚解消の訴えを審議するための法

廷を、教皇特使カンペジョ（Lorenzo Campeggio 1472—1539）とウルジーを共同裁判長として英国において開かせるようにしたのは、ローマにおけるガーディナーの活躍によるものであった。<sup>16)</sup>

ヘンリーの大きな期待を受けて開かれたこの法廷は、結果的には、英国の教会と国家に永久的な影響をおよぼすこととなった。クレメンスによって判決を下すことを禁じられていたカンペジョは、1529年7月23日、国王の期待に反して、永久に法廷を閉じてしまった。以後ヘンリーは、英国内のことは英國人によって処理するという原則を確立するようになったのである。

ヘンリーの結婚問題を解決出来なかったウルジーは失脚してしまったが、ガーディナー自身は国王の信頼を失わず、その秘書官に任せられ、国政の枢機にあずかるようになった。<sup>17)</sup> 1531年には、ウルジーの失脚によって空席となっていた、<sup>18)</sup> 英国唯一の富裕な教区ウインチエスターの主教に任せられている。

ヘンリーの寵愛を受け、順風満帆の勢いで昇進しつづけたガーディナーにとって、おそらく結果的に最大の後悔の種となった出来事は、トーマス・クランマー（Thomas Cranmer 1489—1556）との出会いであったに違いない。カンペジョの法廷が永久に閉廷してしまった1529年の夏、ウォールサム（Waltham）に国王に従って来たガーディナーは、たまたま来あわせていたクランマーと会い（8月2日）、国王の離婚問題に関する是否をヨーロッパ各地の大学に諮るべきであるというクランマーの提案をヘンリーに取りついだ。<sup>19)</sup> 後にはガーディナーの最大の敵となるクランマーは、このようにしてヘンリーに重用されるようになったのである。<sup>20)</sup>

ウルジーの失脚によって、だれはばかりことなく国家と教会の全権を掌握することとなったヘンリーは、ウルジーを失脚させるために用いた両刃の剣 Praemunire を武器とし、平信徒（Laity）の力をを利用して教会を屈服させる策に出た。<sup>21)</sup> 1532年下院は教会に対する不満を爆発させたが、これに対する聖職會議の回答はガーディナーによって記された。<sup>22)</sup> ヘンリーはこの回答を不充分なものとし、高位聖職者たちが教皇に宣誓することによって犯した Praemunire の罪を赦す代償として、ヘンリー自身を「英國教会の首長」（The Supreme Head of the Church of England）と認めることを要求した。苦衷におちいつた聖職者たちは、「キリストの律法の許すかぎり」（as far as the law of

Christ allows) という一節をつけてこれを認めるに至ったのである。<sup>24)</sup> この時にヘンリーの不興をかわなかつたら、おそらくガーディナーは英國教会の最高位であるカンタベリー大主教位を与えられたに違いない。<sup>25)</sup>

1532年カンタベリー大主教 ウォーラム (William Warham 1450—1532) が死ぬと、ヘンリーは当時国王使節としてドイツに派遣していたクランマーを呼び戻し、司祭でしかすぎなかったクランマーをカンタベリー大主教に任じた。<sup>26)</sup> クランマーはただちにダンスタブル (Dunstable) において法廷を開き、五月二十三日ヘンリーとカサリンの結婚が無効であることを宣言した。ガーディナーがこの結婚解消に対してどのような考えをもっていたかは別として、ガーディナー自身この法廷ではクランマーの補佐人 (assessor) となっている。<sup>27)</sup> この結果がローマ教会にとって望ましくないものであったことは、七月四日、クランマー、ヨーク大主教リー (Edward Lee 1482 ?—1544)，リンコルン主教ロングランド (John Longland 1473—1547) らとともに、ガーディナーもクレメンス七世によって破門されたことから明らかである。<sup>28)</sup>

ガーディナーがクランマーほどのエラスティアン (Erastian) であったかどうかについては、いろいろと論議されているが、<sup>29)</sup> ヘンリーによる革命が強引に進められるにつれ、ガーディナーもまた Henrician Catholicismへの転向を余儀なくされた。<sup>30)</sup> フィッシャー処刑に対するかれの弁明が自発的に書かれたものか、あるいはヘンリーの圧力によるものかは別として、政治的にはガーディナーはヘンリーアル路線に従ったのである。<sup>31)</sup> しかし宗教的には、クランマー、リドレー、ラチマーといった急進派と違って、ガーディナーははっきりと保守的立場を固執し、クロムウェル (Thomas Cromwell 1485?—1540) の推進した、ドイツ・プロテスタントとの同盟にも強く反対した。<sup>32)</sup> 政治的理由によってクランマーやクロムウェルを重用したヘンリーも、神学的にはきわめて保守的であり、多くの点でガーディナーと意見を同じくしたと考えられる。1539年に公布された六箇条令 (The Six Articles Act) は、それまでのクランマーたちの改革への努力を無にするものであったが、この条令発布の背後にヘンリーとガーディナーの力があったことは疑いない。<sup>33)</sup>

このようなガーディナーにとって最大の試練は、1547年のヘンリーの死に伴う体制の変化であった。ヘンリーの死の直前、ガーディナーはエドワードの

後見役からはずされてしまった。おそらくクランマーや摂政サマセット公(Edward Seymour, Duke of Somerset 1506?—1552)といった改革派にとって、ガーディナーの存在が邪魔であったからであろう。<sup>34)</sup> クランマーやサマセットは、ヘンリーの遺言に叛いて、エドワードの成長を待たずに一挙に改革路線をおし進めようとしたが、<sup>35)</sup> ガーディナーはこれに強く反対した。急進的な改革を叫ぶバーロウ(William Barlow d. 1568)の説教に刺激されたガーディナーは、

「もしバーロウやその同類が新しい政策を推進したいと願うのなら、国王が成長するまで忠実に義務を果たし、国王が成長したあ까つきに、その労働の結果を国王に差し出すべきであって、それまでは国家の状態を変更すべきではない」<sup>36)</sup>

とサマセット公に書きおくっている。しかしサマセットはガーディナーの忠告を入れる意志は初めからなく、まずガーディナーをフリート監獄に送りこみ(1547.9.25)，ついでロンドン塔に幽閉し，1551年2月14日にはワインチェスター主教の職を剥奪してしまった。<sup>37)</sup> この間、新しい体制に追随するようになった主教たちや政府の高官たちは、種々の手段を用いてガーディナーを転向させようと画ったが、ガーディナーは頑としてこれに応ぜず、いさぎよく塔内にとどまっていた。<sup>38)</sup> 少なくともエドワード治世下においては、ガーディナーは無節操ではなかったのである。<sup>39)</sup>

1553年7月6日、エドワード六世が死に、ジェーン・グレー(Jane Grey 1537—1554)を擁立しようというノーザンバランド公(John Dudley, first Duke of Northumberland 1502?—1553)の企てが失敗し、カサリンの娘メアリーが登位すると、ガーディナーの運命も一転した。8月19日、メアリー自身によって釈放されたガーディナーは、<sup>40)</sup> その四日後に大法官に任せられ、ついでワインチェスター主教に復職を許され、メアリーの戴冠式を執行した(10月1日)。<sup>41)</sup> ガーディナー自身ローマ教会への復帰を真に願っていたかどうかについてはいろいろな見方があるが、メアリーの意を受けて、復帰路線を強力に推進した。<sup>42)</sup> 同様に、初めはメアリーとスペイン王子フィリップ二世との結婚に強く反対していたが、メアリーの意志が固いと知るや、この結婚のために、英國にとって不利にならないような条約を作って、自ら司式している。<sup>43)</sup>

らに、ガーディナーはヘンリイ体制下において一般人の所有と帰した教会領は、ローマへの復帰によっても変更されないようにはかり、他方、宗教的な変更にあくまで反抗する者たちを弾圧し始めた。<sup>44)</sup> ガーディナーに対して無節操であるという非難がそそがれたのはまさにこのような情勢の下においてであった。

1553年12月、*De Vera Obedientia* と題する書物が英訳され、秘かに出版されたが、たちまちのうちにロンドン市民によってむさぼり読まれるようになつた。<sup>45)</sup> この書物は、二つの理由で、新体制の宗教政策に対する痛烈な批判となつた。第一は、この書において Henrician Catholicism を強調し、教皇の首長権を強く否定している著者が、ほかならぬ大法官ガーディナーであったということである。第二は、この書物の序文を記して、これを強く推薦している者が、ガーディナーの片腕としてプロテスタント迫害の指揮にあたっていたロンドン主教ボナー (Edmund Bonner 1500?—1569) であったことである。翻訳者は本文の欄外に、「二心のある人間はすべての面で無節操である」と書き込んでいた。エドワード治世下において節を曲げなかつたガーディナーにとって、これ以上手きびしい批判はなかつたと言えよう。1555年1月22日ガーディナーの取調べを受けたテイラー (Rowland Taylor d. 1555) は、

「主教よ、あなたはたしかに *De Vera Obedientia* を著わされましたか、いまでもあの書物に記されたことを忠実に守つて下さつたらと思います。あの書物のほかに、あなたが良心を示されたことはなかつたからであります。」<sup>46)</sup> と申し立てている。

ガーディナーはなぜ転向したのか。以下でかれの転向の理由とその性格を探ってみよう。

## 注

11. *Encyclopedia Britannica*, Vol. 11., p. 462.
12. 以下の記述は主として Muller に負うところが大きい。
13. Gairdner は1493年としている (*Encyclopedia Britannica*, Vol. 11, p. 460). ガーディナーのエラスムスとの出会いについては、Muller, *Op.cit.*, Ch. I. を見よ。
14. Muller, *Op.cit.*, p. 10.
15. ヘンリーはアン・ブーリン宛の手紙の中で (1528年2月), ガーディナーとフォックスが自分たちの望みをかなえてくれるだろうと書き送っている (*The Letters of*

*King Henry VIII*, ed. M. St. Clare Byrne, Cassell, London, 1968 (1936), p. 60).

16. J.H.M. d'Aubigne, *The Reformation in England*, London, 1962 (1853), Vol. I, pp. 318-34; Costant, *op. cit.*, pp. 61, 346; Hacket, *Henry VIII*, London, 1929, pp. 262-3. E.E. Reynolds はガーディナーを評して, "few envoys have dared to speak with such arrogance or insolence." (*Saint John Fisher*, Burns and Oates, London, 1955, p. 142) と述べている。
17. Muller は、ウルジーの失脚がガーディナーの計画によるものであるとする歴史家の見解（例えば P. Friedmann, *Anne Boleyn*, MacMillan, London, 1884, 2vols., Vol. 1, pp. 94-96; MacKie, *The Earlier Tudors*, Oxford, 1952, p. 329）を強く否定している。Constant もまた, Ellis, *Original Letters*, I First Series, II, pp. 1-16に基づいて、すべての人に裏切られたウルジーが最後まで信頼を寄せていたのがガーディナーとクロムウェルであったとしている (*op. cit.*, pp. 73, n. 137; 348, n. 27)。
18. Muller は12月3日に聖別されたとしているが、Constant は11月27日としている (*op. cit.*, p. 348)。ガーディナーはこの時まで、Minor Orders にも属していなかった (Hugh, *op. cit.*, I, p. 209, n. 4.)。
19. Hook, W. F., *Lives of Archbishops of Canterbury*, London, 1868, Vol. VI, p. 436 クランマーとガーディナーは、ケンブリッジで同じ頃に勉強した間柄であり、ガーディナーが Doctor of Civil Law になったとき、クランマーは Bachelor of Theology になっている (1520-1). H. Maynard Smith, はクランマーとガーディナーを比較したのち、"No compromise was possible between the pan-Protestantism of Cranmer and the insular Catholicity of Gardiner" (*Henry VIII and the Reformation*, MacMillan, London, 1964 (1948), p. 205) と記している。
- シェークスピアは、史劇「ヘンリー八世」において（第五幕、第一場）、ガーディナーに「…………わしの思うには、クランマーとクロムウェル、つまりあの女 (Anne Boleyn), の両腕とあの女自身が墓場で眠ってくれないうちは」うまくいかないと言わしている（『シェークスピア全集』第五巻、史劇Ⅱ、筑摩書房、1967年、347頁）。
20. Nicholas Pocock, ed., *The Records of the Reformation*, Camden Society, Oxford, 1870, rep. 1969, p. 241; Hook, *op. cit.*, VII, p. 439。ガーディナー自身、E. Foxe と共に、ケンブリッジ大学がヘンリーの結婚解消を支持する見解を出すようになると積極的に工作している。（James Gairdner, *The English Church in the Sixteenth Century from the Accession of Henry VIII to the Death of Mary*. MacMillan, London, p. 105）
21. クランマーの伝記は数多くあるが、一番新しいのは J. Ridley, *Thomas Cranmer*, Oxford, 1962である。
22. 27 Edward III, stat. 1 (The First Statute of Praemunire), 1353 (Gee, *op. cit.*, pp. 103-4); 16 Richard II, cap. 5 (The Second Statute of Prae-

munire) 1393 (Gee, *op. cit.*, pp. 122–125)。

Praemunire の性格について当時の神聖ローマ皇帝カルル五世の大使 Eustace Chapuys は、1531年2月14日付の皇帝宛の手紙の中で「…………英國では、だれ一人この法を理解する者はいません。この法の解釈はまったく国王の頭の中だけにあり、国王は意のままにこの法を拡大して宣言し、自分の望む場合にこれを適応し、その罰則は、生命および財産の没収となっております。」

と報告している (G.W. Child, *Church and State under the Tudors*, Longmans, 1890, Appendix I, 2 (pp. 284–5))。

23. Constant, *op. cit.*, pp. 100–104, 353 f; Hughes, *op. cit.*, I, p. 239; Gardiner, *op. cit.*, pp. 113–123.

The Petition of the Commons と The Answer of the Ordinaries は、それぞれ Gee, *op. cit.*, pp. 145–153, 154–176 に記載されている。

24. Gee, *op. cit.*, pp. 176–8.

25. Muller, *op. cit.*, p. 48; Hughes, *op. cit.*, I, p. 241; Constant, *op. cit.*, p. 102, n. 47, 354; McKie, *op. cit.*, pp. 354–5; Pollard, *Cranmer*., .., p. 52; A.C. Deane, *The Life of Thomas Cranmer*, MacMillan, London, 1927, p. 54, 88–9.

26. 後年異端の嫌疑で裁きの場に立たされたクランマーは “I protest before you all, there was never man came more unwillingly to a bishopric than I did to that” (Foxe, VIII, p. 55) と申し立てている。

27. Constsnt, *op. cit.*, p. 349. Hook は assessor は Lincoln 主教であった Longlands で、ガーディナーは counsel for the king であったとしている (*op. cit.*, VI, p. 469)。

Dunstable の決定に先立ってカンタベリー聖職会議が離婚承認を決議したとき (1533年3月26日) にただ一人反対したフィッシャーは、ガーディナーの監視下におかれ、ガーディナー自身も、フィッシャーのカサリン弁護を反駁している (Janelle, *op. cit.*, pp. XVII f, 2–9) Reynolds, は、こういったガーディナーを強く非難している (*op. cit.*, pp. 156–60)。

28. Pocock, *op. cit.*, II, p. 505; Hughes, *op. cit.*, p. 247; Friedmann, *op. cit.*, I, pp. 221 f.

29. Powicke, *op. cit.*, p. 108–9.

30. ガーディナーは、権利に反する誓約は拘束力をもたないという理由で、1535年2月10日、教皇権の否認宣誓文に署名している (Muller, *op. cit.*, p. 57; Constant, *op. cit.*, p. 355; Smith, *op. cit.*, p. 35, n. 2.)。

31. Janelle, *op. cit.*, p. LVI; Hughes, *op. cit.*, I, p. 183, n. もっとも後にガーディナーは、“In the Parliament house, where was free speech without danger,” (Letters and Papers, VI, 43, quoted in Constant, *op. cit.*, p. 26, n. 106) と述べているが、これは Praemunire を犯さない限りという条件付で理解されねばなるまい。

32. Constant, *op. cit.*, pp. 367, 432; Muller, *op. cit.*, p. 18 Catholic であることを自認していたガーディナーにとっての最大の衝撃は、おそらく、1540年、ヘンリーの使節として Ratisbon で開かれた帝国議会に出席したあと、Louvain に立ち寄った時、破門された者として聖餐執行を拒否されたことであろう (Smith, *op. cit.*, p. 185)。
33. 31 Henry VIII, cap. 14 (Gee, *op. cit.*, pp. 303-319); Muller *op. cit.*, p. 91.
34. Foxe, V, pp. 603, 691; Muller, *op. cit.*, p. 141; Hook, *op. cit.*, VII, 91. Constantは、ガーディナーがヘンリーとの土地交換に応じなかったことを失脚の理由にしている (*op. cit.*, p. 382, n. 148)。Smith は、プロテスタントのKatherine Parr の影響によるとみている (*op. cit.*, p. 190)。
35. エドワード治世下の急進的改革を進めるための諸法令のうち Gee に収められているものは、*Acts against Revilers, and for Receiving in both kinds* (1 Edward VI, cap. 1; Gee, pp. 322-328); *Act Dissolving the Chantries* (1 Edward VI, cap. 14; Gee, pp. 328-357); *The First Act of Uniformity* (2 and 3 Edward VI, cap. 1; Gee, pp. 358-366; 聖職者の結婚を許した 2 and 3 Edward VI, cap. 21; Gee, pp. 366-368; *The Second Act of Uniformity* (5 and 6 Edward VI, cap. 1; Gee. pp. 369-372) である。
- Edward Cardwell, *Documentary Annals*, Oxford, 1844, 2 vols., Rep. Gregg Press, New York, 1966 には、エドワード六世の Injunctions (I, pp. 4-31), ローソク、大斎節の灰やしゅうろの使用を禁じた、ロンドン主教宛のクランマーの書簡 (I, pp. 45-46), Edmund Bonner に改革を要求した枢密院の書簡 (I, pp. 76-7, 78-80), その他が収められている。1552年の The Forty-Two Articles は, E. Cardwell, *Synodalia*, Oxford, 1842, 2 vols., rep. Gregg Press, New York, 1966, I, pp. 18-33 にある。
36. Foxe, VI, p. 25.
37. Ibid., p. 264. Foxe は、Cranmer, Ridley, Thomas Goodrich (Bishop of Ely, d. 1554), Henry Holbeach (Bishop of Lincoln, d. 1551) の四人の主教のほか、五人の裁判官によるガーディナーの裁判においてなされた証人たちの証言を112頁にわたって記載しているが、ガーディナー有罪の根拠は、結局のところ、ガーディナーが枢密院の意図に反して、聖職者の結婚と改革者の聖餐理解を非難した説教を行なった (1548年6月29日) ということであった (Foxe, VI, pp. 87-93. Cf. Dixon, Richard, *History of the Church of England*, Oxford, 1878-1902, 6 vols., II, p. 520; III, pp. 163, 220; Gairdner, *The English Church*, p. 260)。もっとも Francis Clark は、このガーディナーの説教は、現在の Anglo-Catholics の主張を裏付けるものではないとしている (*Eucharistic Sacrifice and the Reformation*, Longmans, London, 1960, pp. 237-242)。
38. 1550年6月8日、枢密院は、ガーディナーが祈禱書を承認するならば釈放する意志のあることを伝えたが、これに対してガーディナーは、祈禱書がカトリック的に解釈しうるものであるから、自分自身はこの祈禱書を作成する意志はないが、これ

を遵守する意志はあることを答えている(Foxe, VI, p. 114f.)。この時ガーディナーが第一祈禱書に対して肯定的評価を与えなかつたら、第二祈禱書は生まれなかつたかも知れない(Muller, *op. cit.*, pp. 215-6; C.W. Dugmore, *The Mass and the English Reformers*, MacMillan, London, 1958, p. 155; F.W. Proctor and W.H. Frere, *A New History the Book of Common Prayer*, MacMillan, London, 1955 (1855), p. 81)。

第二祈禱書における改訂の中で、ガーディナーの示唆によって行なわれた個所はW.K.L. Clark and Charles Harris, *Liturgy and Worship*, S.P.C.K., 1954 (1932), pp. 324, 340を見よ。

39. Hook, *op. cit.*, VII, p. 242. cf. Julius Terentianus to John Ab Ulmis (*Original Letters relative to the English Reformation*, Parker Society, Cambridge, 1846, 2 vols, I, p. 367).
40. *Chronicle of Queen Jane and of Two Years of Queen Mary and especially of the Rebellion of Sir Thomas Wyat*, ed., J.G. Nichols, Camden Society, Oxford, 1850 (Vol. 48), p. 14.
41. Foxe, VI, p. 540; *Chronicle of Queen Jane*, pp. 27-31.
42. Muller, *op. cit.*, p. 223。ローマ教会への復帰のための諸法令、勅令、その他の公文書は、Cardwell, *Documentary Annals*, I, pp. 114-208; Gee, *op. cit.*, pp. 372-415に、また聖職會議の決議は Cardwell, *Synodalia*, II, pp. 425-489にある。1554年11月30日、英國および英国民は枢機卿 Reginald Poleによって、異端と分裂の罪に対する罰則から赦されたが、正確に言えば、Poleはこの時まだ Deaconでしかなかったから、罪そのものからの赦しを宣言したわけではない。Pollard, のこの点に関する誤解 (*History of England from the Accession of Edward VI to the Death of Elizabeth*, Longmans, 1910, p. 128) を Hughes (*op. cit.*, II, p. 237) は正しく指摘している。
43. Dixon, *op. cit.*, IV, p. 117; Hughes, *op. cit.*, II, pp. 206-9; Gairdner, *The English Church*, p. 328。おそらくガーディナーにとっての悲劇は、メアリーの側近中、メアリーを真底から支持したのはガーディナーだけであったにもかかわらず、メアリーの信頼を真にかちえなかつたことであろう(Hughes, *op. cit.*, II, p. 183. Cf. Dean, *op. cit.*, p. 220.)。
44. 1555年1月28～30日、St. Marie Overieで、John Hooper (Foxe, VI, pp. 636-676), John Rogers (ibid., VI, pp. 591-612), John Bradford (ibid., VII, pp. 143-194), Rowland Taylor, (ibid., VI, pp. 676-703), Edward Crome (ibid., VI, p. 588) Laurence Saunders (ibid., VI, pp. 612-636), John Cardmaker (ibid., VI, pp. 82), Robert Ferrar (ibid., VII, pp. 22-23)に対する裁判が開かれたが、これがガーディナーの最初の、そして最後の異端裁判であった(ibid. VI, pp. 588 ff)。Foxe自身、ガーディナーはこの裁判によつてもプロテスタンントを転向させないと知つて、すぐにこの政策を放棄したと述べている(VI, p. 704)。ガーディナーは、改革者たちを迫害するより、外国へ亡命するようにしむけた。Peter Martyr

も Henry Bullinger 宛の手紙の中で、英國から無事に出国できたのはガーディナーのお蔭である、と書き送っている (*Original Letters*, II, p. 506)。多くのプロテスタント歴史家がガーディナーにプロテスタント迫害の責任を負わしている中で、M.M. Knappen, が改革者たちの亡命に果したガーディナーの役割を正当に評価しているのは注目される (*Tudor Puritanism*, Univ. of Chicago, 1965 (1939), p. 110)。M. Garrett は、プロテスタント亡命は、ガーディナーと William Cecil の共同の計画によると見ている (*The Marian Exiles*, Cambridge, 1966 (1938), pp. 7, 11, 11n-12n)。

45. これは、1536年 Hamburg で出版されたものの英訳であり、Muller はその翻訳者を John Bale (1495-1563) であるとしている (*op. cit.*, b. 243; Cf. *Chronicle of Queen Jane*, p. 33; Dixon, *op. cit.*, IV, p. 114)。

もっとも Janelle (*op. cit.*, p. LVI) と Hughes (*op. cit.*, II, p. 183 n) は、この書にもられた主張はガーディナーの本心ではなく、ヘンリーに強制されて記されたものであるとしている。この点については、Bonner の告白 (Foxe, V, pp. 74-89; VII, pp. 586 f.) を見よ。

46. Foxe, VI, pp. 686 f. 同じような非難は、Rogers (*ibid.*, VI, 604), Saunders (*ibid.*, VI, p. 616), Bradford (*ibid.*, VII, pp. 150, 156, 160), Thomas Rose (*ibid.*, VIII, p. 584). らによってなされている。James Haddon は Henry Bullinger 宛の手紙 (1555年1月15日付) で、ガーディナーの1554年12月2日の説教にふれ、それが *De Vera Obedientia* といかに矛盾するかを強調し、ガーディナーを "a turncoat and monster of a man, and pest of the State," (*Original Letters*, I, p. 298) ときめつけている。William Salkyns も Bullinger 宛の手紙 (1554年12月29日) で、同様のことを書き送っている (*Original Letters*, I, p. 346)。

### 3. ガーディナーの転向の性格

ガーディナーの転向は、一言で言えば、Roman Catholicism から Henrician Catholicism への転向と、Henrician Catholicism から Roman Catholicism への再転向という形をとった。この転向と再転向は、少なくともガーディナーにとっては正当な理由があったわけで、無節操のもたらした結果ではなかったことになる。その理由をガーディナーの理解した "Godly Prince" と "The Catholic Church" の二つの理念をもとに考察してみよう。

#### a) 敬虔なる君主と受動的服従。

イギリス宗教改革を理解する有力な鍵は、「敬虔なる君主」という概念である。コンスタンチヌス大帝が都をコンスタンチノポリスに移したとき (330年) 以来、東方では、皇帝が国家だけでなく教会をも支配するという皇帝教皇主義

(Caesaropapism) がとられてきた。これに対して西方では、究極的には教皇権がすべての世俗権を凌駕する教皇主義 (Papalism) が行なわれてきた。<sup>47)</sup> ヘンリーア世によるローマよりの離反は、西方において一千年以上続いた Papalism から Caesaropapism への転換であったということができる。世俗の領域ではいざ知らず、これまでだれもが疑わなかった靈的領域における教皇の最高権威を世俗の権威の保持者が奪い去ったということは、まさしく革命的出来事であったと言わなければならない。ヘンリーが首長令 (The Act of Supremacy, 1534) によって達成したことは、英国内のこととは、たとえ宗教的な事柄であっても、いかなる外国の権威によっても決定されなければならない、という原則であった。これは、以後すべての近代主権国民国家が採り入れるようになった原則である。

このような革命的变化を理論的に正当化するために主張されたのが「敬虔なる君主」という理念であった。教皇権を否定した者が、教皇に代る者として聖書の中に見出したものは、神によって定められた権威の保持者である君主であった。典型的な Erastian であったクランマーはもちろん、自分の確信のために死をも辞さなかつたティンダル (William Tyndale 1494?—1536) や他の改革者たちも、ローマ13章、Iペテロ2章などを引用して、君主の権威を強調し、君主への服従を説いている。ガーディナーもまた、敬虔なる君主の理念を強調することによって、<sup>48)</sup> Henrician Catholicism の擁護に当つたのである。<sup>49)</sup>

ガーディナーの「敬虔君主」論は、聖書にその根拠を見出したものの、基本的には、中世西方教会の考え方を裏返しにしたものにすぎなかつた。中世西ヨーロッパ世界においては、国家と教会は同一社会の両側面であると考えられた。中世の人間は、同時に、教会の一員であり、また国家の構成員の一人であった。教会の一員としてかれは究極的には教皇の権威に服するものであり、国家の一員としては君主に忠誠の義務を負うものであった。いいかえると、中世西ヨーロッパの社会は、教皇と皇帝（もしくは世俗の君主）を二つの中心とする橍円のような社会であり、その中に生きる人間は二人の君主に忠誠を負うものであった。<sup>50)</sup>

国民国家の台頭は、中世西ヨーロッパ社会が内包していた矛盾を浮き彫りにするようになった。同一社会に二つの権威が併存し、一方はローマ教会の国際

主義を、他方は国民国家の排他性を象徴するとなると、両者はいかにして相反発することなく共存しえるかという問題である。この問題を巧みに解消して来たのは、教皇の特免（Dispensatio）であった。これは中世西ヨーロッパ社会といふ機構の働きをなめらかにするじゅんかつ油的作用をもっていたのである。<sup>51)</sup> ヘンリーと兄嫁カサリンの結婚も教会法に触れるものであったから教皇ユリウス二世の特免によって許されたものであったし、ヘンリーは、その結婚の解消を教皇クレメンス七世の特免によって果たそうとしたのであった。ルターが特免の根拠となっていた「余徳」（Supererogatio）の教説を否定したとき、二つの権威の間の衝突は不可避となつたと言うことができる。

カトリックの歴史家ヒューズ（Phillp Hughes）が「最も精緻で最も完全な弁明」と呼ぶこの *De Vera Obedientia*においてガーディナーは、教会と国家は同一社会の両側面であるという基本的原則を前提として「敬虔君主」論を展開する。すべての英國民は自動的に英國の教員であり、すべての英國教員は自動的に英國国民である。国籍（Citizenship）と教会籍（Churchmanship）は同一である。国家と教会が同域（co-terminous）であるならば、一方の最高権威者が当然他方の最高権威者でなければならない。教皇の最高権威を否定する以上、<sup>53)</sup> ヘンリーの首長権を認めるのは当然であるというのである。

このような「敬虔君主」論が提起した神学的疑義は、たとえそれによってローマからの離反を正当化したとしても、英國教会の正統性（Catholicity）はそこなわれずすむかどうかという問題であった。それはちょうど現代世界において、国際社会主義運動への参加を拒否して、一国社会主義を主張するようなものであった。国際社会主義運動から離反することは、その国の社会主義そのものを変質してしまうのではないかという間に類似している。この間に対してガーディナーは、少なくともヘンリーの在世中は、英國教会の正統性に疑いをはさまなかつたといってよい。クランマーたちのより急進的な改革路線に抵抗して、六箇条令を発令させたガーディナーは、初代教会以来の信仰と職制を保ちさえすれば、たとえローマから離反しても、英國教会はカトリック教会でありうると確信したのである。<sup>54)</sup> この意味では、ガーディナーのカソリシズムはモアやフィッシャーのカソリシズムと真向から対立するものであり、まさにこれまでのカソリシズム理解からの転向であったと言わなければなるまい。<sup>55)</sup> ロー

マ教会の立場から言えば、スティーブン・ガーディナーの「アングリカニズム」は、大陸のいかなる形でのプロテスタンティズムよりも、より急進的な宗教改革であったということになろう。<sup>56)</sup>

### b) 不敬虔な君主とカトリック教会

ガーディナーがエドワード六世の時代には節を曲げず、自説を固執してロンドン塔に幽閉され、ワインチェスターの主教職を剥奪されたことはすでに述べた。敬虔なる君主の権威を強調し、君主への受動的服従を説いたガーディナーにとっての誤算は、君主は敬虔であるばかりでなく、不敬虔（Ungodly）にもなりうるということであった。仇敵クランマーにとって敬虔な君主であったエドワード六世は、<sup>57)</sup>ガーディナーにとっては不敬虔な君主であったのである。

もっとも、ガーディナーの抵抗は、君主であるエドワード自身よりも、そのエドワードの成長を待たずに勝手に宗教政策を変えようとしたクランマーやサマセット公のような側近者に向けられたものといえる。<sup>58)</sup>エドワードによって象徴される国家権力の要請が、ガーディナーの個人的確信と矛盾しあい、ガーディナーはそのいずれかを選ぶ必要に迫られたのである。この二つの忠誠の相対に遭遇したガーディナーは、1550年7月19日、ウエストミンスター・ホールにおいて開かれた参事官たちによるガーディナーの喚問の場で、はっきりと次のように自分の意見を主張している。

「わが国において服従の教義として教えられていることは、もし国王が神の诫めに叛くことを命じた場合、臣民は命令に従わずに、その結果としての罰を受けてよいということあります。わたしの場合はまさにこれに相当するのであって、良心の苛責を感じず、貴下たちの要求に従うことは不可能<sup>59)</sup>あります。」

この答弁で明らかなことは、Henrician Catholicism を支えていた「敬虔なる君主」の理念を、ガーディナーははっきりと否定する立場に追いこまれたということであった。

では、ガーディナーは、一体なぜ「敬虔君主」の理念を放棄せざるをえなかつたのであろうか。すでに述べたように、ガーディナーは、たとえ英国教会がローマ教皇の権威を否定しても、初代教会以来の信仰と職制を純粹に維持するかぎり、教会の正統性を失うことないと確信していた。敬虔なる君主の果た

す第一の義務は、まさにこの「初代教会よりの信仰と職制を純粋に維持する」ということであった。エドワードの登位によって、この第一の義務が果たされる見通しがなくなった時、ガーディナーは、「敬虔君主」論をカトリック教会の理念と照らして再検討する必要に迫られたのである。

信仰のみ (Sola fide), 聖書のみ (Sola Scriptura) の原則に立つ改革派に対して、ガーディナーはあくまでも教会を強調した。ロジャース (John Rogers) を審問したガーディナーは、

「聖書によっては何も証明出来ない。聖書は死んだものであり、生きた解説者を必要とする」<sup>60)</sup>

と語っている。改革派の主張する聖書の私的解釈 (Private interpretation) は、究極的には教会の一致をそこなうものである、とガーディナーは確信したのである。

ガーディナーにとって教会をカトリックたらしめるものは、聖奠と聖職位であった。幸い英國教会は、大陸のプロテスタント諸教会と違って、歴史的主教制を保持したから、この点ではガーディナーも不満はなかった。英國教会の正統性をそこなうおそれがあるとガーディナーが憂いたものは、聖奠、とくに聖餐に関するフーパー (John Hooper d. 1555) やクランマーといった急進的改革者たちの教えと、それに基づく新しい政策であった。ツウイングリの記念説の影響を強く受けたクランマーたちの聖餐論に対して、ガーディナーは一步も退かず従来の犠牲理解と化体説を打ち出している。<sup>61)</sup> クランマーの第一祈禱書には消極的な賛意を示したガーディナーも、第二祈禱書 (1552) の公布によって、「敬虔君主」論の放棄を決意せざるをえなかつた。「敬虔君主」論とカトリック教会の理念が矛盾しあうのを見たガーディナーは、後者を選んだのである。<sup>62)</sup>

「敬虔君主」の理念が、政治的には、排他的な国民主義に陥る傾向をもっていたことはすでに指摘した。そのようなものとして、ローマ教会の普遍主義あるいは国際主義と矛盾しあう傾向をもつことも述べておいた。この傾向は、後のエリザベツ時代のアングリカニズムと国際カルビニズムとの対立においてはっきり現われるようになる。<sup>63)</sup> メアリーの登位は、すでにローマ教会の普遍性によってのみ英國教会の正統性は保証されうるという確信に到達していたガーディナーにとってはたんなるきっかけでしかなかったのである。<sup>64)</sup> それは、原則

的には、エドワード治世下に始まった敬虔君主の理念の放棄が必然的にもたらした再転向であった。<sup>65)</sup> ローマへの復帰（1554年11月30日）後の最初の主日説教（12月2日、降臨節第一主日）においてガーディナーは、聖パウロ大聖堂にむらがった大群衆に向って語っている。

「過去二十年間われわれは眠りつづけてきた。そして眠りの中にある者が孤独であるように、われわれはキリスト教世界から孤立していた。いまこそわれわれは目ざめるべき時である。」<sup>66)</sup>

と。

## 注

47. Philip Sherrard, *The Greek East and the Latin West*, Oxford, 1959, pp. 73 f.
48. William Tyndale, *The Obedience of a Christian Man*, Works, Parker Society, Cambridge, 1848, Vol. I, pp. 173 f.  
ティンダルの政治思想については、C.H. Williams. *William Tyndale*, Nelson, London, 1969, pp. 136 f. を見よ。
49. Hughes (*op. cit.*, I, p. 339)も指摘しているように、ガーディナーにはPadova の Marsilius (c. 1290-1324) の *Defensor pacis* の影響がうかがえる。この点に関しては、拙論「リチャード・フッカーの国家観」桃山学院大学キリスト教論集, I (昭和40年3月) 16頁を参照。
50. 中世における教会と国家については、A.L. Smith, *Church and State in the Middle Ages*, Oxford, 1913, rep. 1964 を見よ。
51. T.M. Parker, *The English Reformation to 1558*. London, 1966(1950)参照。
52. Hughes, *op. cit.*, I, p. 337; Constant, *op. cit.*, p. 352.
53. Janelle, *op. cit.*, pp. 93-95, 115. Foxe, VI, pp. 105, 140, 168, 185, 198, 202, 223 には、ガーディナーの裁判における証人たちが、ガーディナーがいかに国王首長権を強調したかを証言している。Pollard は、"(Gardiner) was an Englishman first and a churchman afterwards," (*History*, p. 144) と言っている。
54. Foxe, VI, pp. 88-93.
55. Muller, *op. cit.*, p. 60.
56. Hughes, *op. cit.*, I, p. 341.
57. クランマーのエドワード六世に対する期待は、戴冠式の説教において、エドワードを旧約の改革者ヨシア王になぞらえていることからも明らかである (Works, II, Parker Society, Cambridge, 1846, pp. 126-7.)。
58. Foxe, VI, pp. 42-52. もっとも Pollard は、"Gardiner's real objections were not to the powers of the supreme head, but to the uses to which they

were put and to the persons by whom they were wielded." (*History*, p. 15) と述べ、別の場所では、ガーディナーの反対は憲政的には妥当ではないと言っている (*Cranmer*, p. 192)。

59. Foxe, VI, p. 76.

60. Ibid., VI, 596.

61. Hooper は Bullinger 宛の手紙 (1550年3月27日付) の中で、ガーディナーが彼の聖餐論を攻撃してきたことを記している (*Original Letters*, I, p. 80)。Hooper の *An Oversight, and deliberacion upon the holy Prophete Jonas* に対してガーディナーは、*A Discussion of Mr. Hopers oversight where he entreateth amonuge his other Sermons the matter of the Sacrament of the Bodye and Bloode of Christe* で答えている。両者の論争は、その数年前、ガーディナーの *A Detection of the Devil's Sophistrie, Wherewith he robbeth the unlearned people, of the true byleef in the most blessed Sacrament of the aulter* (London, 1546) に対して Hooper が *An answer unto my lord of Wynchesters booke intytlyd a detection of the devyls Sophistrye* (Zurich, 1547; *Works*, Parker Society, Cambridge, 1843) によって挑戦した時から始まっている。クランマーの *A Defence of the true and catholick Doctrine of the sacrament of the body and bloud of our Saviour Christ* (1550) に対してガーディナーは、*An explicatio and assertion of the true Catholique fayth, touchyng the most blessed Sacrament of the aulter with confutacion of a booke written agaynst the same* (1551) で攻撃しているが、クランマーは、*An Answer ... Vunto a craftie and Sophistical cauillation deuised by Stephen Gardiner* (1551) で、これに答えている。これに対するガーディナーの批判は、Marcus Antonius Constantius の偽名のもとにパリで出版された *Confvtatio Cauillaionvm, Quibus Sacrosanctvm Eucharistiae Sacramentum, ab impiis Capernatis, impeti solet* (1552) でなされている。クランマーは、このガーディナーの批判に答える時間的余裕を与えられずに焚刑に処せられることを痛恨している (Dixon, *op. cit.*, IV, p. 540)。もっとも Hughes は、ガーディナーの聖餐理解は、クランマーだけでなく、違った意味で、ローマ教会にとっても不満足なものであったとしている (*op. cit.*, II, pp. 85 n, 105)。

62. Dean, *op. cit.*, p. 221.

63. Knappen, *op. cit.*, p. 118 f.

64. もっとも Child は、ガーディナーの転向はもっと低次元の動機、すなわち、信徒の攻撃から主教の地位、権威、経済的保証を守るといった保守的意図によるものであったとみている (*op. cit.*, pp. 161-2)。Muller も、"There can be little doubt that if Mary had desired to go no further than the religious settlement of Henry VIII, he(Gardiner)would have supported her heartily." (*op. cit.*, p. 233) と述べているが、もしそうであるとすれば、ガーディナーはこ

の筆者が考えている以上に Erastian であったと言わざるをえない。

65. Dixon, *op. cit.*, IV, p. 235. Constant は、ガーディナーはすでに1535年に、使徒継承によよぼす国王首長権の影響に疑義をもち、主教はその権限を直接神より受けたものであることを強調したと述べている (*op. cit.*, pp. 125 n. 153, 364)。Cf. J. Ridley, *op. cit.*, p. 271; Smith, *op. cit.*, p. 234; J.K. McConica, *English Humanists and Reformation Politics*, Oxford, 1965, p. 158.
66. Foxe, VI, pp. 577-8; *Chronicle of Queen Jane*, p. 161.

#### 4. む す び

以上われわれは、ガーディナーの転向の過程とその性格を探ってきたわけであるが、むすびとして、ガーディナーに対してどのような評価を下すことが出来るだろうか。フォックスは

「リドレー博士とラチマー主教の焚刑の翌月、すなわち十一月に、神とすべての善人によって憎まれていた大法官スティーブン・ガーディナー主教は、<sup>67)</sup> その卑劣な生涯を終えた。」

ということばをもって、ガーディナーの死を報じている。モア、フィッシャー、リドレー、ラチマー、フーパーといった人々が自分の確信のために死をも辞さなかったのに反し、ガーディナーひとり生を全うし、大法官にふさわしい葬儀をもってワインチェスター大聖堂に葬られたことを考えるとき、ガーディナーに対して公平な評価を下すことは容易なことではない。

ガーディナーに対して否定的な評価を下す者は、フォックス以来数多くいるが、<sup>68)</sup> ガーディナーに対して好意的な見方をする歴史家も少なくはない。パウイック (Maurice Powicke) は、

「ガーディナーはしばしば偽善者であり、日和見主義者であるとみなされて  
<sup>70)</sup> いるが、まったく見当違いである。」

と述べているし、ガーディナーの伝記の著者ミューラー (James A. Muller) もまた、

「ガーディナーがヘンリー治世下において国王首長権を支持し、メアリー治世下ではローマ教会に復帰したことは、ローマ教会員や聖公会員がみなしがちな、背教のわざではなかった。」<sup>71)</sup>

としている。「ペテロとともに否認し、ペテロとともに脱落したが、まだペテ

口とともに泣いていない。」(Negavi cum Petro, exivi cum Petro, sed nondum flevi cum Petro)<sup>72)</sup> ということばを残して死んだガーディナーが、はたして日和見主義者であったかどうかはさておいて、かれの転向は、激変する現代社会に生きるわれわれにとって何らかの意味をもつであろうか。

英國教会だけを考察の対象とした場合、ガーディナーの転向と再転向は、時の流れに抗するものであったといえる。エリザベツ朝に確立されたアングリカニズムが、結局のところ、英國の教会(Ecclesia Anglicana)として定着してしまったからである。しかし、現今エキュメニカル運動の視点からこれを眺めると、また違った評価が出てこよう。アングリカニズムが歴史的に果たした役割の評価はさておいて、現在一番問われていることは、いかにして国民国家や各個教会の独自性を排他性に陥らしめないかということである。多様性のうちの一一致(Unity in Diversity), 一致における多様性(Diversity in Unity)という形で国民国家や個々の教会の独自性が、統一された世界と来たるべき偉大な教会(The Coming Great Church)<sup>73)</sup>の中に包摂される必要があるとすれば、ガーディナーの転向の是否はともかくとして、かれの放棄した「敬虔なる君主」の理念の再検討をわれわれもまたしなければならないであろう。その意味において、ガーディナーの転向は、決して十六世紀に生きた一個人の問題を越えた今日的な問題性をもつものであり、新しい形でわれわれに、「教会と国家」「宗教と政治」の問題を問いかけているのである。

いま一つガーディナーの転向について考えなければならないことは、それが法的に行なわれたという点である。ガーディナーは主教であり、神学者であったが、同時に、それ以上に法学者であった。<sup>74)</sup> かれの思考を規定しているものは、法的思考であった。ガーディナーが徹底してもっていた考え方は、たとえ悪法であっても、法である以上これに従わなければならぬ。悪法を廃棄する<sup>75)</sup>にも法的に行なわなければならない、という考え方であった。1531年の聖職議会において世俗権力による教会の抑圧に抵抗したガーディナーも、ひとたび聖職會議自体がヘンリーの命令に服従することを決議した後は、積極的にヘンリー一路線を支持している。<sup>76)</sup> エドワード治下のクランマーによる改革への反対も、多分にそれが非合法的になされようとしたことに対する抵抗であったとみてよい。<sup>77)</sup> プロテスタントを迫害したガーディナーは、まずエドワード朝の諸法令を

正式に議会の決議をへて廃棄し、異端令を復活させた後で、これを始めている。<sup>78)</sup> このようなガーディナーの立場に対して、教会はキリストの神秘体であるから法的な規制を越えるものであるという反論もなしうるであろう。しかし、変革の時代にはえてして横行する、目的のためには手段を選ばずといった風潮に対して、少なくともガーディナーが自分の立場を固執したことは、激動的な現代世界に生きる者にも一考をうながすものであると考えられる。(了)

## 注

67. Foxe, VVI, p. 585. James Haddon も Bullinger 爰の手紙(1555年12月7日付)の中で、"... it is now certain that that bitter scourge of divine justice, the most cruel of all men within our memory, and who most eagerly thirsted for the blood of the saints, has been removed from this life" (*Original Letters*, I, pp. 300-301) と書き記している。
68. 1555年11月12日、York Place で死去したガーディナーの遺体は St. Marie Overie に移され、三カ日後(1556年2月24日)に、大法官にふさわしい行列と儀礼をもって Winchester Cathedral に運ばれ、葬られた。
69. 例えば、Sir John Harrington は  
"O thou devourer of the good  
Thy Wrongs in earth do dwell,  
Thy Cruel thirst of guiltless blood  
Now must thou quench in hell."  
(*Nugae Antiquae*, I, p. 50, quoted in Constant, *op. cit.*, p. 370 n. 102) とうたっている。同じような酷評は、D. S. Bailey, *Thomas Becon and the Reformation of the Church of England*, Oliver and Boyd, Edinburgh, 1952, pp. 81-2, 97, 120; J.H. Merle d'Aubign, *The Reformation in England*, London, 1962 (1853), 2 vols., II, pp. 27, 76, 194, 371, 404, 456 に見られる。
70. *Op. cit.*, p. 45. Muller (*op. cit.*, p. 299) や Hook (*op. cit.*, p. VIII, pp. 237 f.) も同意見である。
71. Muller, *op. cit.*, p. 300.
72. Foxe, VIII, p. 635. Child (*op. cit.*, p. 152) や Pollard (*Cranmer*, p. 310 n) はガーディナーを徹底した日和見主義者であったと見ている。
73. T.O. Wedel, *The Coming Great Chureh*, MacMillan, New York, 1946.
74. Muller, *op. cit.*, pp. 7-9. Foxe は、ヘンリー、クロムウェル、ガーディナーの間で交わされた、国王の意志は法的力をもつか否かという興味深い論争を記している(IV, pp. 45-46.)。もっとも Dickens は、"Here lay perhaps the greatest weakness in the spiritual leadership of the English Church and one of the reasons why its whole thinking became pervaded with legalism and

denuded of missionary spirit." (*op. cit.*, p. 43) と述べている。

75. ガーディナー自身、クランマーたちの改革には反対であったが、それがひとたび法的に確立された後は、良心の許す限りこれに従うよう努力したと証言している (Foxe VI, pp. 262-3)。
76. ガーディナーの裁判における Thomas Thirlby の証言 (Foxe, VI, p. 190)。
77. Foxe, VI, p. 167。
78. 1 Mary, stat. 2, cap. 2 (Mary's First Act of Repeal; Gee, *op. cit.*, pp. 377-380); 1 and 2 Philip and Mary, cap. 6 (The Heresy Act; Gee, *op. cit.*, p. 384); 1 and 2 Philip and Mary, cap. 8 (Mary's Second Act of Repeal; *op. cit.*, pp. 385-415)。妻帯していた聖職者の聖職位剥奪も、これらの法案が議会で可決されてから行なわれている。
79. Hughes, *op. cit.*, I. p. 339. Cf. Powicke, *op. cit.*, p. 111.